せんだいしちょう こおり かずこ さま 仙台市長 郡 和子 様

せんだいししょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかい 仙台市障害者施策推進協議会 かいちょう おおさか じゅん 会長 大坂 純

せんだいししょうがい りゅう ひと 仏台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人 もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の 見直しのあり方について (答申)

れいわれん がつ にちづけ しもん 令和3年11月4日付で諮問のあった標記のことについて、 とうきょうぎかい いけん べっし 当協議会の意見は別紙のとおりです。

世んだいししょうがい りゅう さべつ しょうがい ひと 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人 ひと とも く もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の 見直しのあり方について

とうしん **<答申>** 

れいわ ねん がつ **令和5年3月** 

せんだいししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい 仙台市障害者施策推進協議会

## 自次

じょうれい			かた
条例の	見直	しのあり	方

1	前文	
2	暂的(第1条)	
3	定義(第2条)	. 4
4	障害を理由とする差別の解消の基本理念(第3条)	
5	市、事業者、市民の責務(第4条~第6条)	
6	たとうな差別的取扱いの禁止(第7条)	
7	市、事業者が行う合理的配慮(第8条、第9条)	
8	基本的な施策(第10条~第14条)	
9	差別に関する相談等(第15条~第20条)	11
ふぞくしり <b>付属資</b>	<b>半</b> 式	
第1章	A n to thirting	
1	Right Bulto	
2	Lib A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	
3	けんとう ます かた 検討の進め方	
	(1) 協議会における検討	
	(2) 障害のある方や関係団体等からの意見聴取	
<i>†</i> 21\	(3) 市民への幅広い周知並びに理解を得る取り組み	23
第21		
1	前文、目的(第1条)	
2	ていま だい じょう 定義 (第2条)	
3	障害を理由とする差別の解消の基本理念(第3条)	
4	市の責務 (第4条)、市民の責務 (第6条)	
5	*	29
6		
7	啓発活動及び交流の推進(第10条)	
8	就労及び雇用に関する支援の充実(第11条)	
9	** しょう しょう じゅうじゃ (第12条)	
10	政策形成過程への参画の推進(第13条)、関係機関との連携(第14条)	
11	植談 (第15条)	37
12	助言文はあっせんの求め(第 $16$ 条)、助言文はあっせん(第 $17$ 条)、勧告(第 $18$ 条)、	
	公表(第19条)、仙台市障害者差別相談調整委員会(第20条)	38

## じょうれい みなお 外た条例の見直しのあり方

協議会では条例の見直しについて、これまでの議論を整理し、以下のとおり見直 しのあり方を示す。

#### とうしんあん こうせい 【答申案の構成】

- 1 前文
- 2 目的 (第1条)
- ていぎ だい じょう 3 定義 (第2条)
- はようがい りゅう さべつ かいしょう きほんりねん だいじょう 4 障害を理由とする差別の解消の基本理念(第3条)
- し じぎょうしゃ しみん せきむ だいじょう だいじょう 5 市、事業者、市民の責務(第4条~第6条)
- 6 不当な差別的取扱いの禁止(第7条)
- 7 市、事業者が行う合理的配慮(第8条、第9条)
- 8 基本的な施策(第10条~第14条)
- 9 差別に関する相談等(第15条~第20条)

## ちゅういじこう 【注意事項】

- \*\*記載している条番号は現行の条例の条番号。

## ぜんぶん 前文

ぜんぶん 前文では条例を制定する趣旨を明らかにする。

- すべての人は、かけがえのない個人として尊重され、市民一人ひとりが多様な □ すべての人は、かけがえのない個人として尊重され、市民一人ひとりが多様な □ し合いながら、支え合い、生きがいを持って、安心した生活を □ はなることができる社会の実現は、わたしたちの共通の願いである。
- → で う ひがい ひがしにほんだいしんさい さいがいたいさく ちぃきせいかっ ○ 未曽有の被害をもたらした東日本大震災においては、災害対策や地域生活にお

いて、障害への配慮が不十分な現状が明らかになった。

- 障害を理由とする差別をなくすためには、市民一人ひとりがこの問題を深く受け止め、自分たちの暮らしの中で向き合い、差別の解消に向けて共に取り組むことが必要である。
- わたしたちのまち仙台には、「健康都市宣言」や日本で初めての「身体障害者福祉モデル都市」指定など、障害者の生活圏拡張運動や福祉のまちづくりの発祥地と言われる、障害のある人自身が発信し、市民とともに福祉のまちづくりに取り組んできた歴史がある。また、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」をいち早く制定し、さまざまな施設がすべての人にとって利用しやすいものとなるように、その整備に努めてきた。
- こうした福祉のまちづくりの歴史を継承し、市民、事業者、行政が共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別をなくすことを決意し、一人ひとりのをようではな人格と個性を認め合い、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会をがある。 まんか どつげん きょうせい みた あん はんだい め ぎ おかを実現できる共生のまち・仙台を目指すため、この条例を制定する。

#### <sup>みなお</sup> 【見直しのあり方について】

障害者を取り巻く状況は日々変化しているが、本条例の理念等に影響する たまされた。 こことから、前文の見直しは不要と考える。 ほんじょうかい りねんとう えいきょう かんごう 大きな変化は条例制定以降生じておらず、条例の制定目的や目指す姿に変更は 無いことから、前文の見直しは不要と考える。

#### もくてき だい じょう 2 目的(第1条)

条 例の制定目的について以下の趣旨とする。

- 本市における障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業ようしゃおよ しみん せきむ あき 業者及び市民の責務を明らかにする。
- 障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合う共生社会の実現に参与することを目的とする。

## 【見直しのあり<sup>かた</sup>について】

ぜんぶん どうよう じょうれい せいていもくてき ゅぎ すがた へんこう な 前文と同様、条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、目的の見直し は不要と考える。

#### ていぎ だい じょう 3 定義(第2条)

この条例において用いる用語を以下のとおり定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

- 「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む) その他 の心身の機能の障害をいう。
- 「障害者」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的におりょうせいかっまた。 しゃかいせいかっ そうとう せいげん うにちじょうせいかっまた しゃかいせいかっ そうとう せいげん うにも 常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む たまずで にゅうで 壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを いう。
- 「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。
- 「合理的配慮」とは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁 □ ではきょ ひつよう こうりてき げんじょう へんこうまた ちょうせい の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をすることをいう。
- し ぎょうしゃ しょうぎょう た じぎょう おこな もの 《○ 「事業者」とは、商業その他の事業を行う者をいう。》

## <sup>みなお</sup>【見直しのあり方について】

法の改正に伴い、条例でも事業者の合理的配慮の提供を義務化するにあたり、たいしょう となる事業者を明確にするため、「事業者」の定義を新たに追加する必要があると考える。

## 4 障害を理由とする差別の解消の基本理念(第3条)

相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的として、障害を理由 とする差別の解消を推進するため、以下のとおり基本理念を定める。

- 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならな

いこと。

- しゃかいてきしょうでき じょきょ 社会的障壁の除去のためには、《<u>障害者との対話を行いながら、</u>》合理的 はいりょ おこな 配慮を行うことが促進される必要があること。
- - 障害を理由とする差別は、障害者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること。
  - 障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、《全ての障害者について、》障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること。

### 【見直しのあり方について】

- ・障害者との対話を行いながら合理的配慮を提供することについて、現行条例では事業者の責務として規定していたが、合理的配慮の提供を進めるにあたっては、双方向のコミュニケーションが重要となることから、合理的配慮全般に係る事項として基本理念に移動させる必要があると考える。
- ・令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の類になる情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者の情報の取得及び利用、円滑な意思疎通は改めて重要視されているところであり、情報の取得又は利用のための手段についての選択機会の拡大や、意思疎通のための手段についての選択機会の確保について、基本理念へ新たに追加する必要があると考える。
- ・障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいことや、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を例として、全ての障害者に対して、その性別、年齢、状況等に応じたはいりょうなおおいます。 また おんれい ちょうだい とっと等を例として、全ての障害者に対して、その性別、年齢、状況等に応じたはいりょうなおおられることを強調する必要があると考える。

・障害者は、災害時に避難や生活等をする上で、障害のない人に比べてより困難な状況に置かれること、また、障害者の安全に加えて安心を確保するために地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められることを追加する必要があると考える。

#### 5 市、事業者、市民の責務(第4条~第6条)

市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、以下のとおり責務を定める。

- 「市」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 「事業者」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、 市が実施する施策に協力するよう努めること。
- 「市民」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めること。

### 【見直しのあり方について】

・事業者の責務として規定していた、障害者との対話を行いながら合理的配慮をでいきょう することについて、合理的配慮全般に係る事項であることから、基本理念に移動させる必要があると考える。

## 

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、市及び事業者は、以下に掲げる取扱い、その他の不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならない。

### ○福祉サービスの分野

- ・福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、<u>《福祉サービスを行う施設への入所や入居による》</u>生活を強制すること。
- ・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合やその他

の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスのでいきょう きょび また ていきょう じょうけん っ にょうがいしゃ 提供を拒否し、もしくは制限し、又は提供に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

## ○医療の分野

- ・法令に特別の定めがある場合を除き、障害者が希望しない入院その他の医療を受けることを強制し、又は自由な行動を制限すること。
- ・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供をきまり、もしくは制限し、又は提供に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

## ○商品販売・サービス提供の分野

・障害者に商品の販売やサービスの提供をする場合において、障害者に対して、客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、販売もしくは、投機を拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他のでき者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

## ○教育の分野

- ・障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
- ・障害者やその保護者の意見を聴かず、もしくは意思を尊重せず、文は必要なせつめい おこな かずに、就学する学校又は特別支援学校を決定すること。

#### ○雇用に関する分野

- ・労働者の募集や採用を行うにあたり、業務の性質上やむを得ない場合やそのため、業務の性質上やむを得ない場合やそのため、大きなっかんできた。 できょうかてきたい。 できょうかんできた。 できょうかんできた。 できょうかんできた。 できょうがんというないまうがいしゃから、 でいまうがいしゃから、 でいまうがいしゃから、 がいまきた。 では、 かいまきた。 かいまきた。 ないまきでない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- ・障害者を雇用する場合において、障害者が合理的配慮を行ってもなおその業がを遂行することができない場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利草生その他労働条件について障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること、又は解雇し、もしくは退職を強制すること。

#### たてものなど こうきょうこうつうきかん りょう ぶんや 全物等・公共交通機関の利用の分野

・障害者が不特定多数の者の利用に供されている建物等又は公共交通機関を
りよう
利用する場合において、建物等又は旅客施設、もしくは車両等の構造上やむを得ないと認められる場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害
を理由として、利用を拒否し、もしくは制限し、又は利用に条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

#### ふどうさん とりひき ぶんや ○不動産の取引の分野

・不動産の取引を行う場合において、建物等の構造上やむを得ないと認められる場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、本どうさんで動産の売買、賃貸、転貸もしくは賃借権の譲渡を拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

## ○情報提供・意思表示等に関する分野

・ 障害者に対し情報を提供し、又は障害者から意思の表示を受ける場合において、障害者が情報の内容を確認することができる手段により情報を提供することに著しい支障がある場合、障害者が選択した方法によってはその表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合、障害者が選択した方法によってはその表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合やその他客観的にごうりてきなりな理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供もしくは意思の表示を受けることを拒否し、もしくは制限し、又はこれらに条件を付けることその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

### 【見直しのあり方について】

・福祉サービスの利用の強制に関して、対象サービスを入所施設に限定している

げんこうじょうれい ひょうげん
現行条例の表現について修正する必要があると考える。

#### し じぎょうしゃ おこな ごうりてきはいりょ だい じょう だい じょう 7 市、事業者が行う合理的配慮(第8条、第9条)

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、それぞれの障害者の状況等に応じた合理的配慮が提供されるよう、以下のとおり定める。

造重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供しなければならない。

- 事業者は、事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供《しなければならない。》
- 事業者は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を提供しなければならない。

## <sup>みなお</sup>【見直しのあり方について】

・法の改正に伴い、事業者の合理的配慮の提供について、努力義務から義務に改める必要があると考える。

#### きほんてき しさく だい じょう だい じょう 8 基本的な施策(第10条~第14条)

本市における障害を理由とする差別の解消を促進するために、基本的な施策を以下のとおり定める。

- けいはつかつどうおよ こうりゅう すいしん 啓発活動及び交流の推進
  - ・市は、事業者及び市民の障害及び障害者に関する関心と理解を深めるためにいます。けいはつかつどう おこな ともに、障害者と障害者でない者又は障害者同士の必要な啓発活動を行うとともに、障害者と障害者でない者又は障害者同士の交流の推進に必要な施策を実施する。

#### ≪○ 教育の推進

- ・市は、障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう、
  ひつよう しきく じっし
  必要な施策を実施する。≫
- 就 労及び雇用に関する支援の 充 実
  - ・市は、障害者の就労及び雇用を促進するため、障害者の就労に関する相談及 じゅうとう はか で支援の 充実を図る。

- ・市は事業者に対し、障害者の雇用及び障害者が働きやすい環境の整備のひまうせいが必要性に関する啓発や情報の提供を行う。
- 意思疎通の支援の充実
  - ・市は、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサービスもしくは情報を提供し、又はその意思の表示を受ける場合において、意思疎通が円滑に行われるよう、障害の状態に応じた適切な配慮を行うために必要な体制の整備その他の意思疎通に関する支援の充実を図る。
  - ・市は事業者に対し、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサービスもしくは情報を提供し、又はその意思の表示を受ける場合における障害の状態に応じた適切な配慮の必要性に関する啓発及び配慮の方法に関する情報の提供を行う。
- せいきくけいせいかてい きんかく すいしん 政策形成過程への参画の推進
  - ・市は、市政に関する政策形成過程における障害者の参画を推進するために、政策の企画、立案等にあたっては、障害者に対する適切な情報提供や障害者からのでは、たい。 ちょうしゅう おこな まこな ちょうしゅう おこな まこり ちょうしゅう おこな まこか ちょうしゅう おこな まこな まこか ある。
- り 関係機関との連携
  - ・市は、障害を理由とする差別の解消の施策の推進にあたり、関係機関との連携の強化に努める。

### 

・市は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別及び差別を解消するための取組に関する情報を収集、整理し、事業ようしゃおより、ないしょうまうていきょうまになる。

#### ○ 人材の育成

#### <sup>みなお</sup> 【見直しのあり方について】

- ・障害理解教育の重要性に鑑みて、障害理解教育の推進について新たに追加す ひつよう る必要があると考える。
- ・法改正に伴い、地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取り

組みに資するよう、障害を理由とする差別及びその解消のための取り組みに関する にようほう しゅうしゅう せいりおよ ていきょう 情報の収集、整理及び提供について努めることが規定されたことから、条例にも 新たに追加する必要があると考える。

・法改正に伴い、地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は たいせい はか 解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の 整備を図ることが規定されたことから、条例にも新たに追加する必要があると考える。

## 9 差別に関する相談等 (第15条 ~第20条)

障害者やその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争解決のため では近んまた の助言又はあっせん等について以下のとおり定める。

#### (相談)

- 障害者及びその家族、後見人その他の関係者又は事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合は、次に掲げる対応を 行う。
  - ・助言、情報提供、その他障害を理由とする差別を解消するための必要な支援を行う。
  - じゅん とうじしゃ かんけいしゃ たい じじっ かくにん かんけいしゃかん ちょうせい おこな 事案の当事者や関係者に対する事実の確認や関係者間の調整を行う。
  - ・仙台市障害者差別相談調整委員会(以下「調整委員会」という。) へ助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援を行う。

### (助言又はあっせんの求め)

○ 障害者及びその家族、後見人その他の関係者は、障害を理由とする差別を理由とした紛争が生じている場合であって、調整が図られても紛争が解決されないとき(助言又はあっせんの求めを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかな場合を除く)は、調整委員会に対し、紛争を解決するために必要な助言又はあっせんを求めることができる。

#### じょげんまた (助言又はあっせん)

- 調整委員会は、助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、 がんけいとうじしゃ た かんけいとで たい せつめいまた ひつよう しりょう ていしゅつ もと 関係当事者やその他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることが

できる。

## かんこく こうひょう (勧告・公表)

- 調整委員会は、市長に対して、正当な理由なく助言又はあっせん案を受諾しなかった者や、正当な理由なく説明又は必要な資料の提出、その他の必要な調査に応じず、又は虚偽の説明をし、もしくは資料を提出した者へ必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。
- 市長は、調整委員会より勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、求めに係る者に対し、事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に 従 わないときは、その旨を 公表することができる。
- 市長は、公表しようとするときは、公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見陳述の機会を与えなければならない。

#### ちょうせいいいんかい (調整委員会)

- □ 調整委員会は委員7人以内で組織する。
- 委員は障害者及び福祉、医療、教育、雇用その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 上記の他、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が定める。

#### <sup>みなお</sup> 【見直しのあり方について】

障害者やその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談の対応や、紛争がけっ 解決のための助言又はあっせん等の支援に変更は無いことから、差別に関する相談等の見直しは不要と考える。

# ふぞくしりょう 付属資料

## 第1章 検討の経過

## <sup>みなお</sup> 見直しの背景

国が平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「法」という。)を施行し、それに伴い本市でも平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」(以下「条例」という。)を施行した。

国は令和3年6月に改正法を公布(施行は令和6年4月)し、事業者による合理的配慮の提供を義務付けた。また、法改正に伴い、現在、内閣府において障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の改定に向けたできるが進められているところである。

条例においても、法改正に伴う見直しが必要であるほか、障害者差別の解消に を向けた取り組みは、社会情勢の変化等に合わせてその内容を充実させることが求め られることから、条例施行後の運用状況等を踏まえた見直しを行う。

## 2 諮問と見直しの基本的な考え方

世んだいしょうがいしゃせきくすいしんきょうぎかい いか きょうぎかい 仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)は、令和3年11月4日に、せんだいしちょう 伽台市長から、条例の見直しにあたり、そのあり方について諮問を受け、仙台市からは以下のような考え方が示された。

- ○条 例の見直しにあたっては、条 例 制 定時と同様に 障害のある方をはじめ、関係者の方々からの意見を踏まえて見直しを 行うことが 重要である。
- ○条例の見直しにあたっては、多くの市民に関心を持っていただきながら進めていく ことが重要であり、幅広い参画の手法も含め、協議会としての意見を伺いたい。

これらを踏まえ、協議会では、条例の見直しのあり方を検討するにあたり、次の3 たん きほんてき かんが かた けんとう おこな 点を基本的な考え方として検討を 行うこととした。

- (1) 法改正並びに基本方針改定の内容を踏まえた見直しを行う。
- (2) 本市における条例施行後の運用状況や障害者差別等に関する現状・課題等を

<sup>みなお</sup> 踏まえた見直しを行う。

(3) 障害のある方やその家族、支援者、事業者等の意見を踏まえた見直しを行うため、ヒアリングやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、幅広い理解を 着ながら進めていく。

## 3 検討の進め方

基本的な考え方に基づき、仙台市における障害を理由とする差別の現状や課題等の把握、差別の解消に必要な視点等を整理するために、以下の3つの方向から検討を進めた。

- (1) 協議会における検討
- (2) 障害のある方や関係団体等からの意見聴取
- (3) 市民への幅広い周知並びに理解を得る取り組み

## けんとう がいよう 【検討の概要】

(1) 協議会における検討	1	ゅんじいいん ついか 臨時委員の追加
	2	学習会の開催
	3	協議会の開催
(2) 障害のある方や関係	1	障害を理由とした差別と感じた事例や障害の
団体等からの意見聴取		ある方への配慮に取り組んでいる事例(配慮が
		えるれた事例)の募集
	2	しょうがいぁく しかんけいだんたい いけんちょうしゅ 障 害福祉関係団体からの意見聴 取
	3	じぎょうしゃだんたいなど 事業者団体等からの意見聴取
	4	世んだいししょうがいしゃきべつかいしょう ぎゃくたいぼう しれんらくきょう 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協
		ぎかいこうせいきかん 議会構成機関からの意見聴 取
(3) 市民への幅広い周知並び	1	ココロン・カフェの開催
に理解を得る取り組み	2	シンポジウムの開催
	3	がけんぽしゅう 意見募集(パブリックコメント)の実施

## (1) 協議会における検討

## ①臨時委員の追加

り幅広い議論ができるよう、障害種別の異なる障害当事者、地域団体や事業者といった地域における支援者を臨時委員として追加した。

## 

やくしょく	委員名	所属・職名等
会長	大坂純	東北こども福祉専門学院副学院長
かいちょう副会長	みうら つよし 三浦 剛	東北福祉大学総合福祉学部教授
委員	あきやま いちろう 秋山 一郎	世のだいしまたが、またとうできたういくからよう仙台市教育局特別支援教育課長
委員	**くだ たえこ 奥田 妙子	しゃかいかくしほうじんかいせんがりほんぞうとう 社会福祉法人愛泉会本部長
委員	が野が香	特定非営利活動法人Switch代表理事 特定非営利活動法人Switch代表理事 とくていなえいりかつとうほうじんせんだいしまいしんほけん あくしだんたいれんらくきょう ぎかい 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
委員	が構造を	世代が、なってしかい こうかいは、 はうがい。 かんり かり かりんかいいん 仙台弁護士会 (高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)
委員	かった。 鹿野 英生	医療法人社団初心会社のホスピタル・あおば理事長・院長/一般 と対法人性団初心会社のホスピタル・あおば理事長・院長/一般 社団法人仙台市医師会理事(令和4年11月1日~)
委員	対地 徹	東くちいちょうかないかいいんいたちょう いっぱんしゃだんほうじんせんだいしい しかいり じ
委員	加納 悦子	世紀だいこうきょうしょくぎょうかていじょしょくぎょうそうだがきょう 仙台公共職業安定所職業相談部長(令和4年4月1日~)
委員	きれた 優子	世界である。
委員	がんの ましえ 菅野 淑江	特定非営利活動法人グループゆう理事/仙台市サンホーム園長
委員	えまい まさゆき 熊井 正之	とうほくだいがくだいがくいんまとういくがくけんきゅうかまとうじゃ 東北大学大学院教育学研究科教授
委員	たかはし かつひこ 髙橋 勝彦	社会福祉法人わらしべ舎理事長(令和5年3月1日~)
委員	《素がい っねみっ 熊谷 経光	社会福祉法人家庭福祉会理事長(~令和5年2月4日)
委員	佐々木 寛成	佐々未歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事
委員	柴田 和子	マやぎけんじへいしょうぎょうかいからいりょう 宮城県自閉症協会副会長
委員	早坂 勇人	社会福祉法人やまとみらい福祉会事務局長(令和5年1月1日~)

いいを委員	*************************************	社会福祉法人共生福祉会仙台ワークキャンパス園長(~令和4 年9月30日)
委員	たかはし ひでのぶ 髙橋 秀信	世んだいしょかくしょうがいしゃをくしきょうかいかいちょう 仙台市視覚障害者福祉協会会長
委員	てらだ きょのぶ 寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事
委員	中嶋嘉津子	いっぱんしゃだんほうじんせんだいししょうがいと 一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会理事
委員	西尾 雅明	東北福祉大学せんだんホスピタル院長/一般社団法人仙台市医師会
委員	支倉 敦子	世上くこうけんびょうとも の 会宮城県支部運営委員 / 特定非営利活動法人 全国膠原病友 の 会宮城県支部運営委員 / 特定非営利活動法人 なきぎけんかんじゃ なきくだんたいれんらくきょうぎゃいり じ 宮城県患者・家族団体連絡協議会理事
委員	やました 山下 はる奈	特定非営利活動法人シャロームの会就労支援員・ピアスタッフ
りんじいいん臨時委員	阿部	せ会福祉法人仙台市障害者福祉協会評議員
臨時委員	が 書展	世がだいしょうこうかいぎしょりとしてもきょくじちょう仙台商工会議所理事・事務局次長
臨時委員	伊藤英孝	みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七岁
臨時委員	かたぎり りょうたろう 片桐 綾太郎	にようがいとう じしゃ 障害当事者
臨時委員	鎌田 雅敬	である。 他台市民生委員児童委員協議会障害児者福祉部会部会長
りんじいいん 臨時委員	子吉尚充	いっぱんしゃだんほうじんみゃぎけんけいえいしゃきょうかいじむきょく じちょう れいおっかん がっ にち 一般社団法人宮城県経営者協会事務局次長(令和4年4月1日~)
臨時委員	ました。さとる	いっぱんしゃだんほうじんみゃぎばりんけいないしゃきょうかい じょうきょくちょう (~令和4年3月31日)
臨時委員	成田 くるみ	とくていひえいりかつどうほうじんじへいしょう 特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと支援員
臨時委員	早坂 洋子	みやぎ貰ろう児・者友の会事務局長
ゅんじいいん 臨時委員	細川 かおる	せんだいしちょうかくしょうがいしゃきょうかいじ むきょくちょう 仙台市聴覚障害者協会事務局長

## ②学習会の開催

かいさいで開催日	機要	講師
れいわ ねん がつ にち 令和4年2月3日	○障害者差別解消条例について	○障害企画課職員
	○改正障害者差別解消法等について	○ 東北福祉大学総合福祉学部 教授 / 內閣府障害者政策 委員会委員 阿部一彦氏

(所属等は開催日時点)

## ③協議会の開催

協議会においては、障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方へのはいりようでは、 にまりがいる事例(配慮が得られた事例)の募集結果、並びに障害福祉がはいいたが、 にぎょうしゃだんたいなど 関係団体や事業者団体等からの意見聴 取結果を踏まえ、現状・課題を整理し、現行の条文について見直すべき事項や新たに盛り込むべき事項、条例を推進するための施策に関して検討を行った。

## 【協議会の開催状況】

かいさいび開催日	概要
たいかったかったち 令和3年11月4日	〇 条例の見直しのあり方について諮問
月和3年11万里日	○ 条例の見直しの進め方について議論
	○ 条例の見直しの進め方について議論
	○ 障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮
令和4年5月26日	に取り組んでいる事例(配慮が得られた事例)の募集結果、並び
	に障害福祉関係団体や事業者団体等からの意見聴取結果
	(令和3年度実施分)を基に議論

たいわれんがら 令和4年8月10日	<ul> <li>○ 障害福祉関係団体や事業者団体等からの意見聴取結果(令和4年度実施分)を基に議論</li> <li>○ テーマ別に議論</li> <li>・テーマ1(前文、第1条首的、第2条定義、第3条障害を理由とする差別の解消の基本理念、第4条市の責務、第6条市民の責務)</li> <li>・テーマ2(第5条事業者の責務、第8条市が行う合理的配慮、第9条事業者が行う合理的配慮)</li> <li>・テーマ3(第7条・不当な差別的取扱いの禁止)</li> </ul>
かいか ねん がつ にち 令和4年9月8日	<ul> <li>テーマ 4 (第10条 啓発活動及び交流の推進、第11条 就 労及 び雇用に関する支援の充実、第12条 意思疎通の支援の充実、第13条 政策形成過程への参価の推進、第14条 関係機関との 連携)</li> <li>・テーマ 5 (第15条 相談、第16条 助言文はあっせんの求め、第 17条 助言文はあっせん、第18条 勧告、第 19条 公表、第20条 位告市障害者差別相談調整委員会)</li> </ul>
や和4年10月12日	○ これまでの議論の整理及び事務局検討案について議論
れいわ ねん がっ にち 令和4年11月8日	<ul> <li>○ これまでの議論の整理及び事務局検討案について議論</li> <li>○ 条例見直しのあり方に係る中間素案について議論</li> </ul>
れいわれん がつ にち 令和4年11月30日	<ul> <li>○ これまでの議論の整理及び事務局検討案について議論</li> <li>○ 条例見直しのあり方に係る中間案について議論</li> </ul>
れいわれんがらしたち 令和5年3月14日	○ だけらばしまう (パブリックコメント)の実施結果について議論 ○ 条例見直しのあり方に係る答申案について議論

## (2) 障害のある方や関係団体等からの意見聴取

①障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮に取り組んでいる 事例 (配慮が得られた事例) の募集

にようがい りゅう さべつ はんじょうとう はあく かだい せいり 障害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、「障害を理由とした差別と感じた事例」や、「障害のある方への配慮に取り組んで

いる事例(配慮が得られた事例)」について募集した。

募集にあたっては、各区役所・総合支所、市民センターの他、市内の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、ひとにやさしいまちづくり推進協議会加盟団体などに対し、応募用紙を配付した。また、市政だよりや市ホームページの他、仙台市らいたこうしき LINE公式アカウント、精神保健福祉総合センターTwitterを通じて広く市民へ周知をはかった。

- 収集期間 令和3年12月15日~令和4年2月28日
- 収 集 件数 107件

## ないようべつ うちわけ 【内容別の内訳】

- ・障害を理由とした差別と感じた事例:54件
- ・障害のある方への配慮に取り組んでいる事例(配慮が得られた事例):13件
- ・その他の意見等(上記のいずれにも該当しないもの): 40件

## ぶんるいべつ うちわけ 【分類別の内訳】

- しゅうい りかい けん ・周囲の理解:17件
- こうつう けん ・交通:5件
- たてもの どうろ ちゅうしゃじょうとう けん・建物・道路・駐車場等:3件
- ・就 労・労働:31件
- ・教育:3件
- ・ 医療:5件
- ・ 商品・サービス提供:9件
- ・福祉サービス等:11件
- \* 不動産取引:5件
- ・情報・コミュニケーション:2件
- · 行政:6件
- ・その他:10件

## しょうがいしゅべつ ぶんるい 【障害種別ごとの分類】

・視覚障害:4件

\* 聴 覚 ・ 平衡機能障害:5件

・肢体不自由:19件

ないぶきのうしょうがい けん ・内部機能障害:1件

\* 知的障害:16件

\* 精神障害:19件

・発達障害:37件

こうじのうきのうしょうがい けん ・高次脳機能障害:2件

\* 難病等: 3件

\* 全障害共通:3件

・不明・未記載:20件

※複数の障害種別を回答可能としたため、障害種別ごとの分類の合計 は収集件数(107件)と一致しない。

## ②障害福祉関係団体からの意見聴取

障害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、 にようがいなくしかがけいだんたい しょうがいとうじしゃ 障害福祉関係団体(障害当事者やその家族、支援者)へヒアリング等を行った。 はようないようしゃ にようがいなくしかがけいだんたい しょうがいとうじしゃ で害福祉関係団体(障害当事者やその家族、支援者)へヒアリング等を行った。 はようさたいしょうしゃ になった。 はようないようとか。 はなんしゃ できないようとかといる。 はまうないようとか。 できないようないよう。 になった。 にな。 になった。 になった。 に

○実施期間: 令和4年2月~6月

○対象:12団体33名

The control of the c	ヒアリ	ング実施日	対象者
世んだいしまいしんほけんかくしだんたいれんらくきょうぎかい仙台市精神保健福祉団体連絡協議会	れいわ ね 令和4年	を 全 2月18日	2名
タやぎけんじゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ まも かい 宮城県 重 症 心身障害児 (者) を守る会	11	がっ 2月22日	1名
世界	IJ	がっ 2月25日	1名
なやぎけんじへいしょうきょうかい 宮城県自閉症協会	11	がっ 2月28日	4名
宮城県患者・家族団体連絡協議会	11	がっ 2月28日	3名
世んだいしちょうがくしょうがいしゃきょうかい仙台市聴覚障害者協会	IJ	がったち 3月4日	5名

世んだいしょうがいとなるくしきょうかい まんだい 仙台市障害者福祉協会 (仙台ポリオの会)	11	3月10日	4名
みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕	"	6月20日	3名
みやぎ皆ろう児・著をの祭	11	6月22日	6名
みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会	"	6月22日	1名
特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと	"	6月28日	3名
世みだいしたてきしょうがいしゃかけいだんないれんらくきょうぎかい仙台市知的障害者関係団体連絡協議会	しょめんちょ 書面調	査のみ実施	

## ③事業者団体等からの意見聴取

にまますがい りゅう きべつ げんじょうとう はあく かだい せいり 管害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、 じぎょうしゃだんたいなど 事業者団体等へヒアリング等を行った。

ちょうさたいしょうしゃ しっちんこうもく きさい ちょうさひょう そうぶ ごちょうさひょう かいとう 調査対象者へ質問項目を記載した調査票を送付し、その後調査票の回答 ないよう もと 内容を基にヒアリングを実施した。

○実施期間:令和4年2月~6月

○対象:13団体32名

が大きないときずいしょう。 団体等名称	ヒアリング実施日	対象者
商工・サービス・不動産取引関係  みやぎ仙台商工会、公益社団法人宮城県宅地建物 最可等業協会、一番町四丁目商店街振興組合、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、宮城県ホテル  ないないからればいとうます。	令和4年3月1日 ル 3月3日 ル 3月1日 ル 3月1日 ル 3月11日 ル 6月24日	11名
労働関係  李をまけんちゅうしょうきぎょうだんないちゅうまうかい、かぎしきかいしてまいけっき。 宮城県中小企業団体中央会、株式会社清月記、 世代だいしょうがいなりようらうしえ接 位台市障害者就労支援センター、株式会社仙台 三起、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合(青掲)	ル 3月2日 ル 6月24日	7名
交通関係  いっぽんしゃだんほうじんなやぎけん 一般社団法人宮城県 タ ク シ ー 協会仙台地区 総支部、宮城交通株式会社、仙台市交通局	ル 3月4日	14名

(金価台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見聴取) はないしょうがい りゅう きべっ ではんしょうとう はあく できない しょうがい りゅう きべっ でんしょう はあく かだい せいり でまる 要担していくため、 では、 現状等を把握し、 課題を整理していくため、

#### \*\*連絡協議会について (補足)

法第17条並びに条例第14条等の規定に基づき、障害者の権利擁護に関わる関係機関のネットワークを構築し、市内における障害を理由とする差別の解消及び障害者への意待防止に関する運携強化と稍談体制の充実を首的として設置。市の障害関係部署(区役所、公所も含む)や教育高、国の機関、障害福祉関係団体、障害者相談支援事業所から構成される。

## (3) 市民への幅広い周知並びに理解を得る取り組み

## ①ココロン・カフェの開催

条例の見直しを進めるにあたり、障害を理由とする差別の解消に関する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていくため、障害の有無に関わらず、 広く市民が参加できる意見交換の場として開催した。

ココロン・カフェでは、条例の見直しの背景や見直しにあたっての基本的なかかが、かた、スケジュール等について説明を行い、周知を図った。また、参加者が 5~6名程度の少人数のグループに分かれ、協議会委員等がファシリテーター(進行役)となり、意見交換を行った。

かいさい び 開催日	<sup>ないよう</sup> 内容	さんかしゃすう 参加者数
れいわ ねん 令和4年		
10月29日	・条例の見直しの検討状況について説明	
	・「障害のある人もない人もお互いに理解し合うためのコミ	29名
エル・パー	ュニケーション」をテーマに少人数のグループに分かれて	20.1
ク仙台セミ	意見交換を実施	
ナーホール		
令和5年		
1月22日	・条例の見直しの検討状況について説明	
	・「障害を理解するって何だろう?」をテーマに少人数のグ	34名
エル・パー	ループに分かれて意見交換を実施	,
ク仙台セミ	/ / / (C力がないでは、元文)決で大心	
ナーホール		

### ②シンポジウムの開催

条例の見直しを進めるにあたり、障害を理由とする差別の解消に関する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていくため、条例の見直しの検討状況について講演を行うとともに、「共に暮らしやすい社会を考える」をテーマに、障害当事者、支援者、事業者、教員から各分野の事例共有を行うパネルディスカッションを行った。

かいさい ひ 開催日	かよう 内容	さんかしゃすう 参加者数
	1. 基調講演 テーマ: 価台市障害者差別解消条例の見直しの検討状況 について 講師: 価台市障害者施策推進協議会 会長 東北こども福祉専門学院 副学院長 大坂 純 氏	
令和4年 12月4日 12月4日 満福 で台 で台 でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも	2.パネルディスカッション テーマ: 英に暮らしやすい社会を考える コーディネーター:	55 <sup>%</sup> 名

- ③意見募集(パブリックコメント)の実施
  - ○意見の募集期間

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち 令和4年12月22日~令和5年1月25日

- ○意見の提出状況
  - ・提出者数 19名
  - ・意見の件数 41件
  - ・提出された意見の内訳

がいとうこうもく 該当項目	件数	がいとうこうもく 該当項目	けんすう 件数
前文	1	し じぎょうしゃ おこな ごうりてきはいりょ だいじょう だいじょう 市、事業者が行う合理的配慮(第8条、第9条)	3
で、	2	基本的な施策 (第10条 ~第14条)	10
基本理念(第3条)	12	その他	5
s とう さべつてき とりあつか まんし だい じょう 不当な差別的 取 扱 いの禁止 (第7条)	8		
こうけい 合計			

## だい しょう じょうれい みなお かた かん ぎろん 第2章 条例の見直しのあり方に関する議論

協議会では、現行の条例について、障害のある方やその家族、支援者、事業者等からの意見聴取等の内容を踏まえ、見直すべき点、新たに盛り込むべき事項について 検討を行った。

また、条例の見直しのあり方を検討する上で、障害を理由とする差別の解消を推進するための取り組みがどうあるべきか明らかにする必要があることから、必要な施策等も含めて検討を行った。

以下にこれまでの協議会委員からの意見の概要、並びに障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果の概要を掲載する。

げんこうじょうれい こうせい けいさい (現行条例の構成に合わせて掲載)

- th が もくてき だい じょう 1 前文、目的(第1条)
- でいぎ だい じょう (第2条)
- 3 障害を理由とする差別の解消の基本理念 (第3条)
- し せきむ だいじょう しみん せきむ だいじょう 4 市の責務(第4条)、市民の責務(第6条)
- 5 不当な差別的取扱いの禁止(第7条)
- 6 事業者の責務(第5条)、市が行う合理的配慮(第8条)、事業者が行う合理的配慮(第9条)
- 7 啓発活動及び交流の推進(第10条)
- 8 就労及び雇用に関する支援の充実(第11条)
- 9 意思疎通の支援の充実 (第12条)
- the structure to the state of the state of
- 11 相談 (第15条)
- to the file to the standard to the standard

## 

- ○協議会委員からの意見(概要)
- ・ 実際に私たちが生きやすい社会、世の中と現実とのギャップが大きいと感じることがある。そのギャップを少しでも小さくできるような条例になっていくとよいと思う。

- ・ 条例の前文に、「機能障害がある状態が問題なのではなく、機能障害のある人が生活する際にバリアになる社会的障壁を取り除けていないことが問題」というような表現を加えるとより具体的な考え方が伝わると思う。
- ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)
- ・ 障害のある人同士でも偏見や差別がある。そのため、障害のある人にも協調性が必要であると伝えることが必要だと思う。その点が明文化されれば良いと思う。
- ・ 障害のある人から、自分は障害者なので障害者手帳を提示しなくても察して欲しいという話を受けることがあるが、見た目では分からない障害のある人もいて難しいと感じている。手帳の提示を求めること自体が差別だという人もいるので、当事者側の理解も必要だと感じている。

#### ていぎ だい じょう 2 定義(第2条)

- ○事務局 (仙台市) からの提案

事業者の定義について、現行の条例に記載されていないため新たに追加する
ひつよう
必要がある。

### 3 障害を理由とする差別の解消の基本理念(第3条)

- (1) 合理的配慮の促進について
- 協議会委員からの意見 (概要)
- ・対話という言葉は、「向かい合って話すこと、相対して話すこと、二人の人が言葉を交わすこと」というのが通常の意味であるため、コミュニケーションを重視する趣旨なのであれば、「障害者との十分な意思疎通を図りながら」という内容を整め込んだ方が、面と向かって声に出せない方も含まれる表現になると思う。
- ・ 対話という言葉には、一般的に、面と向かって話し合うという意味の他に、意思 疎通という意味も含まれていると思う。

- (2) 意思疎通の支援の充実について
- ○協議会委員からの意見(概要)
- ・ 合理的配慮は個別性が高いものであり、対話をしながら進めていく必要があるため、双方向のコミュニケーションが大きな柱になってくるというところを条例に明記しても良いと思う。
- ・障害のあるなしに関わらず、生活をしていく上で人とのコミュニケーションは欠かせない。障害の特性によって一人一人コミュニケーションに必要な配慮が異なる。宮城県の条例には、本人が意思疎通の手段を選択するような表現が含まれており、仙台市でも同様の表現が盛り込まれるとよいと思う。
- ・ 障害者自身が合理的配慮を求めていくというアプローチも必要だと思う。ただし、 <sup>みずか はっしん</sup> 自ら発信をすることが困難な方もたくさんいるので、条例の中でコミュニケー ションのところを手厚くする必要があると思う。
- ・選択の機会について、手話、点字、音声等、様々な手段を具体的に記載した方が良いと思う。加えて最後に障害の特性に応じたものの利用という表現が入った方が良いと思う。
- ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)
  - ・ 手話言語条例を制定し、広げたいという気持ちでいる。まだまだコミュニケーションの限界というものをいつも感じている。やはり音声が優位、絶対数が多いので。言語としては同等だけど、まだまだ広がりが足りないと感じている。
- (3) 第3条 第5号の「女性」の表記について
- 協議会委員からの意見 (概要)
  - ・「障害がある女性」という限定的な表現はしない方が良いと思う。限定的な 表現により、自身が排除されていると感じる人が出てしまう恐れがあることは、 条例の前文にある「一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い」という理念と 齟齬が生じるのではないかと思う。
  - ・ 女性よりも性的マイノリティの人の方がより制限されることが多いのではないかと思う。実際に障害があり、心と体の性が異なる人もいて、その方への支援が非常に難しいと感じている。地域であれば益々オープンにできないことがあるし、自分にとって心地よい支援を求めることが難しい状況であると思う。性のなようます。

・ 委員意見の「女性よりも性的マイノリティの人の方がより制限されることが多いのではないか」との意見には同感で、「性的少数者」や「多様な性」という表現を盛り込むことも検討してみたが、一方で、多様な性について、国及び仙台市の中で、どんな方向でどんな配慮をすべきかについての方向性が整理できておらず、これらが障害とは言えない部分も多い現段階で、この条例に盛り込むことの難しさも感じる。

### (4) 災害時における支援体制について

- ○協議会委員からの意見(概要)
- ・ 災害の件について、東日本大震災の被災地として、もう少し災害に関する文言を でいない。 丁寧に載せると良いと思う。前文のところで、東日本大震災の時に配慮が不十分 という文言が載っているが、不十分なだけでなく、非常時、災害時にはその障害 の困難さが何倍にもなるといったところを盛り込めれば良いと思う。
- ・ 災害時における避難や避難所において、障害がある方への配慮や不利益な散り 扱いをしないというような点が盛り込めたら良い。
- ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)
- ・ 東日本大震災の被災地域の経験や教訓から、障害者と防災に関する内容をさら に加えて欲しい。

### 

○協議会委員からの意見、障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果 りはいだんだいとう いけんちょうしゅけっか 協議会委員からの意見、障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果 りまする しのあり方等について、特段の意見なし。

#### ふとう さべってきとりあつか きんし だい じょう 5 不当な差別的取扱いの禁止(第7条)

○ 協議会委員からの意見 (概要)

(第1号イ 入所施設における生活の強制について)

・ 計画相談の制度が定着している中で、なぜ入所施設に特化した文言が含まれているのか疑問を感じる。施設への入所に限らず、様々な場面で、当事者の意思に

反した生活を形成するということはあってはならないことだと\*考える。

・ 以前は本人の意思に基づいて入所している方は少なかったのかもしれないが、 
現在は本人の意思決定によるものが多いと思う。条文の「強制」という言葉は 
でいまう 
非常にインパクトがあり、事情があって現在入所している方の家族からみたら良い 
い印象は受けないと思う。

## ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(差別と感じた事例の概要)

- っきぎめちゅうしゃじょうけいやく けんじょうしゃ もと れんたいほしょうにん もと 月極駐車場契約で健常者には求められない連帯保証人を求められた。
- ・ ホテルに宿泊しようとフロントに行ったが、宿泊名簿に直筆で書いてくださいと言われ、視覚障害者で書くこともできず、サインもできなかった。視覚障害者なので、書くことも読むこともできないと伝えたが、それでも決まりだからということで宿泊もできないと言われた。フロントの人だけではなく、支配人からも言われ、結局、宿泊もできず、夜遅くにタクシーで帰宅することになり、宿泊費以上のお金がかかってしまった。
- ・ アパートの空き状況を伺うときに障害があることを伝えたら、障害を ちょくせつてき りゅう 直接的な理由とはしないが、違う理由を付けて断られる。その後、その物件は未 だに埋まっていない状況にある。
- ・ 障害者雇用の求人をハローワークで見つけたが、その会社のサイトを見てみる ほか おな じょうけん きゅうりょう たか けんじょうしゃ む きゅうじん と、他は同じ条件なのに給料が高い健常者向けの求人があった。
- ・ 家族や親せきとの問題についてはよく相談を受ける。結婚をする際に見弟に精神 障害があることを相手に話すかなど。あるいは結婚式に呼ばれないといった扱いを受けることがあるということも聞いている。
- ・飲み会や食事会の予約をする時に盲導犬の入店が可能か聞くと、断られることが多い。法律や条例ができても、知らない事業者が多いが、説明をすれば納得してもらえる。
- ・お店や医療機関等の窓口で、相手が通訳介助員とのみやり取りをして、勝手に話が進んでしまうことがある。結果として本人に情報が入らないまま物事が進んでしまい、結果だけを伝えられることがある。自身が(直接やりとりができていないことに)気づいた時には直接やり取りをしてもらうように配慮をお願いすることもあるが、相手が(直接コミュニケーションがとれない、とりにくい)当事者よりも、コミュニケーションがとれて動ける介助者等とやりとりをするのがスムーズと認識されてしまうこともあり、なかなか理解を得るのが難しいと感じてい

る。

・ 見た目では聴覚に障害があることが分からないため、情報保障が必要なこと等、 同用の理解が得られないことが多い。

## じ きょうしゃ せきむ だい じょう し おこな こうりてきはいりょ だい じょう じ きょうしゃ おこな こうりてきはいりょ だい じょう ら 事業者の責務 (第5条)、市が行う合理的配慮(第8条)、事業者が行う合理的配慮(第9条)

- (1) 事業者が行う合理的配慮の義務化について
  - ○協議会委員からの主な意見(概要)
    - ・ 改正法に合せて条例でも合理的配慮の義務付けをする改正を行う必要がある。
    - ・ 第5条及び第9条の両方に合理的配慮をするよう努めるという旨の記載があ しょうぶん せいり ひつよう るため、条文の整理が必要である。
- (2) 合理的配慮の提供について
- しょうがいとうじしゃ かんけいだんたいなど いけんちょうしゅけっか がいよう 障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果 (概要)
  - ・ PDFデータや図表、グラフ、画像等の情報のテキスト化、拡大文字版作成、 てんじ 点字による情報、または人による情報保障の合理的配慮がなかなか得られない。

  - ・障害の種類によって配慮の仕方が異なるため、対応そのものが難しい。
  - ・ 見た目では分からない障害のある人もいて対応が難しいと感じている。

#### (3) 罰則について

- 協議会委員からの意見 (概要)
  - ・ 現 状、合理的配慮が提供できるような環境が整っているとはいえず、罰則を もう 設けるのは難しいと考える。
  - ・ 合理的配慮の提供について、これを行わなかったことに対する罰則は設けないということを前提に、なお、義務化された点をどのように表現して実効性のあるものにするのかということを検討していく必要がある。

- (4) 合理的配慮の提供に必要な費用負担について
- ○協議会委員からの意見(概要)
  - ・ 合理的配慮が努力義務から義務化されても、経済的負担があるとなかなか進まないと思われるため、企業向けの費用補助が必要だと思う。
  - ・事業者に合理的配慮を義務付けるとすれば、事業者への助成金等の財政的 支援を行うために予算を確保する必要があると思う。宮城県の条例には がないせいじょう。 対政上の措置という項目があり、仙台市の条例の中にも同様の項目を 盛り込むことで市としての責務が明確になると思う。
  - ・ 市は条例の実効性を確保するために、ふるさと納税や寄付金などの財源確保も含めて、必要な予算の確保に向けて、しっかりと努力して欲しい。
  - ・スロープや手すり等の設置に伴う補助金メニューを充実させることで、事業者に対するハード面の整備の啓発もお願いしたい。

## しょうがいとうじしゃ かんけいだんたいなど いけんちょうしゅけっか がいよう ○ 障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)

- ・スロープや手すり等の設置は、お店の方に経済的負担がかかるという話になりがちで、どのように実現していくのかが難しい。
- ・バリアフリー化へ対応した際の費用の負担が大きいと感じている。 行政の 情じょうとうは 1事業所1回という制約があるケースが多く、複数店舗を営業している場合はそれでは十分に対応できない。規模に応じた運用があると、効果的 だと思う。

## (5) 建設的な対話について

## ○協議会委員からの意見(概要)

- ・ 合理的配慮の条文の中に、宮城県の条例と同じように「障害のある人の家族 その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。」という文言を加えた方が良いと思う。障害当事者が意思の表明をすることが りょう たんだん それが困難な方もいるので、そのような方々の思いを汲み取れるようになると思う。
- ・ 合理的配慮の意思の表明について、雇用の面から言えば、本人との対話だけで

なく、家族や支援者等のサポートを受けながら積極的に意見を聞いていくということが盛り込めたら良いと思う。

- ・ 障害理解を進めるために、事業者団体と障害当事者が対話できるような こんだんかい ていきてき かいさい 懇談会を定期的に開催できるとよいと思う。
- ・ 障害当事者の中には、差別や合理的配慮について分からない人がいる。障害 当事者に対する条例の学習の機会があると良い。

## ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)

- ・ 整苦しくない場を設定し、まずは障害のある人との交流の機会を設けてみるのが良いと思う。対話の中から自然に障害特性の理解が進むことで、どのような配慮やサポートが必要なのかということも一緒に話し合えるようになると思う。
- ・事業所側としては、障害のある方へ何かを周知する際に、障害の種別によってどのような支援団体があるのかが分かれば取り組みやすいと思う。また、障害のある方とのコミュニケーションについては、各支援団体の協力があると円滑に進めることができると思う。

## (6) 事例等の情報の提供について

- 協議会委員からの意見 (概要)
  - ・ 色々なケースごとの合理的配慮の事例を検索できるような仕組みが必要だと思う。
  - ・ 障害のある方への配慮は個々に異なるため、画一的な対応を求めるものではないが、合理的配慮の取組例のデータベースがあると、必要な配慮を考える際のベースになるので良いと思う。

## ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)

- ・ 図を多用した分かりやすいリーフレットがあれば活用しやすいし、会員へも配 りやすい。
- ・事例等に合わせて、費用面での支援制度や人的なサービスはどのようなサポートが受けられるか等の記載があれば活用しやすいと思う。
- \* 他社事例や Q & Aをまとめた冊子や資料などがあると良いと思う。他社がど

の位取り組んでいるのかが分からない状況なので、自社の現在地を知るう えでもあると良いと思う。

## ○事務局(仙台市)からの提案

・ 法改正に伴い、地方公共団体は情報の収集、整理、提供について努めることが明記されたことから、条例へ新たに追加することを検討する必要がある。

## 7 **啓発活動及び交流の推進**(第10条)

- ○協議会委員からの意見 (概要)
  - ・ 条例を作っても、市民に理解をしてもらえなければ意味がないと思う。市民への周知の際に、差別を受けた事例や合理的配慮の提供に係る体験例を付けかえることで身近に感じ、理解しやすくなると思う。
  - ・ 条例の周知を強化していく必要がある。対象に合わせた分かりやすい表現 を検討したうえで、様々な場面で周知していくことが必要だと思う。
  - ・ 市民に知られてこそ条例に対する理解が深まると思う。条例の内容としては 上ゅうぶん 十分にまとまっていると思うので、これからは仙台市で作成している冊子等 を活用していかに市民に条例の周知を図るかであり、周知を様々な場面で行 うような仕組み作りが重要だと思う。
- ・ 条例はあくまでも仙台市全体に関係するものであり、障害のある人だけに かいけい 関係するものではない。皆が自分に関係するものとして伝えていく必要がある と思う。
  - ・まずは障害のある人にとって身近な存在である障害福祉に携わっている方にようれい。 かんしゅう おこな 存在である 障害 福祉に携 わっている方に条例に関する研修を行っていく必要があると思う。 研修は、皆で共有した内容をどう広げていくかという研修にしていただきたい。
  - ・ ココロン・カフェのように障害のあるなしに関わらず、一緒になって条例について学べる機会があっても良いと思う。地道な取り組みを積み重ねることで社会的障壁が低くなると思う。
  - ・ 障害者が身近な存在であることを知ってもらうため、誰もが障害者になる かのうせい 可能性があるということを伝えていく必要があると思う。

- ・ 合理的配慮をマニュアル化することによって、それだけをすればよいと思われても困ると思う一方で、合理的配慮について知識の無い人がどうしたらよいか分からないとなった時に取り組みのヒントになるようなものがあれば心強いのではないかと思う。
- ・ 曽に見えない障害に関する差別の事例について、説明するのが難しいことからくるすれ違いから起きていると思うので、冊子やポスターのようなツールがあるとよいと思う。また、表現の方法も障害の種類によってさまざまだと思う。
- ・ 宮城県の条例のように学校教育に関する内容を盛り込んでいけたら良いと また。 思う。
- ・ 低学年のうちから障害理解教育が必要。加えて、学年を追うごとに内容がステップアップするようなカリキュラムが体系的に時間をかけて行われればよいと思う。
- ・ 障害理解教育は、障害当事者と交流しながら学ぶことが重要だと思う。
- ・ 障害理解教育について、地域で共に学ぶための環境整備を積極的に推進するというような内容を盛り込み、地域の中で育てるという意味が込められれば良いと思う。
- ・ 障害理解教育の主体を「市及び市が設置する学校は」とする等、主体を少し なんいてき きさい よっち しゅんい ないよう とする等、主体を少し なんいてき きさい よう一歩踏み込んだ内容にすると良いと思う。

## ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)

- ・ 他台市に条例があることを実際に障害がある人と関わっている現場のスタッフまで伝わっていないのではないか。利用者は施設に対してなかなか声を出せずにいる。
- ・ 公的機関が作成するハンドブック等を見ると、難 しい課題なので致し方ない ところはあるが、記載されている内容が抽象的でイメージがしにくい。どう

サポートすればよいのかをより明確に示してもらうと理解が進むのではないか。

- ・ 周囲の理解が進むようになるために必要なのは教育だと思う。授業優先になってしまっているから、こういう人も地域にいるのだよ、ということを知っていただくことも必要である。幼少のころからやっていかないと、理解してもらうのは難しいと思う。
- ・ 人生経験のある大人に対して障害理解を促すことが難しい部分もあると感じている。 小・中学生との交流など子供のころからの障害理解を広める 取り組みが有効ではないかと考えている。

## 8 就 労及び雇用に関する支援の充 実 (第11条)

- きょうぎかいいいん協議会委員からの意見(概要)
  - ・障害を理由とした差別と感じた事例をみると精神・発達障害、そして就労に がか 関するものが多く寄せられているため、条例に就労の分野を重点強化のよ うに扱っていることが分かるような表現があると良いと思う。

#### い し そつう しぇん じゅうじつ だい じょう 9 意思疎通の支援の充 実 (第12条)

ではた しょうがい りゅう さべっ かいしょう きほんりねん だいじょう いしそっう 項番 3 障害を理由とする差別の解消の基本理念 (第3条)の (2) 意思疎通の しょん じゅうじっ 支えん ないよう おな 支援の充実についての議論の内容に同じ。

## 

- ○協議会委員からの意見(概要)
  - ・ 他台市の事業に参加するのに必要なスマホアプリについて、音声情報が取得できず、全盲の視覚障害者は全く使えなかった。行政が進める事業でこのようなことが起きないよう施策を考えていただきたい。このようなことが起き

ると、視覚障害者は社会からどんどん取り残されると感じてしまう。

・ 市が地下鉄東西線を作るときには、計画段階から多くの障害者の意見を取り入れてバリアフリー化が進められた。何か新しいことを始める際には様々な障害者の意見を取り入れてもらえるとバリアフリーが広がると思う。

### 11 相談 (第15条)

- ○協議会委員からの意見(概要)
  - ・ 今後の制度改正等により障害のある方の一般就労の機会が益々増えていくを期待される。それに伴い、より多くの障害のある方から差別の実情が出てくることが予測されるため、差別に対する啓発と相談窓口の充実に力を入れることが必要だと思う。

  - ・相談体制について、総合的な相談を受ける体制と障害種別ごとに相談を受ける体制が必要であり、もう少し踏み込んだ内容を条例の中に盛り込めれば良いと思う。

## ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)

- ・そもそもどこに相談したら良いかが分からない人が多いと思う。
- ・ 組織に加入していない障害のある人が、当事者組織を含めた支援団体、行政にスムーズに相談できるよう周知することが必要だと思う。
- ・ 差別に関する相談というと敷居が高くなるので、困りごとを声に出せる窓口があると良いと思う。
- ・ 合理的配慮を求める際には、こちら側がうまく説明できず、とりとめのない もなうしょうてき ひょうげん 抽象的な表現になってしまうことがある。そのことが不安で相談しにくい というところがあるので、やり取りの中で、こちらの意図していることをくみ 取っていただけると大変ありがたい。

- ・ 行政側の相談体制の強化として、障害を理由とする差別や困りごと等の相談 ないぶ にれいきょうゆう ひつよう おも に関する内部での事例共有も必要だと思う。
- ・ 差別と感じたことを相談できる場の提供や、きちんと相談者にフィードバッ クする相談、聴くだけで終わらない電話相談やメール相談が必要だと思う。

## ○事務局(仙台市)からの提案

## ○事務局(仙台市)からの提案

第17条第2項について、助言又はあっせんの求めがあった該当事案について、 ザルミラじょうれい きてい 現行条例に規定する「助言又はあっせんを行うため」の調査に加え、「助言又は あっせんの実施可否の判断のため」の調査等も必要となる。